

審判制度の在り方について

A 案（不服審査型審判方式）

公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令に不服がある場合に、被処分者の請求により審判を行うという現行法の枠組みを維持するが、適正手続の観点から所要の整備を行う。

1 基本的な考え方

執行力のある命令を迅速に出すことができるようにして、競争秩序を早期に回復するとともに、命令が確定するまで課徴金納付義務が発生しない（延滞とならない）こと等による審判の徒な増加・長期化を防ぎ、法執行の実効性を確保する。

命令前に事前手続を行うとともに、命令に不服の場合に、公正取引委員会による審判を行うことにより、全体として適正手続を確保する。

独占禁止法違反に関する専門的知見に基づく判断・判断の統一性を確保する。

< 補足説明 >

- * 独占禁止法の執行機関として独立行政委員会が設けられた趣旨を踏まえ、まずは専門性を有する公正取引委員会の審判において、命令の当不当を含めて精査することが適当である。どのような措置を命じることが競争を回復するために最も適当かという判断についても公正取引委員会の専門性が求められる。

2 審判官の在り方について（事前審査型審判方式の 2 と共通）

独占禁止法が競争法であることを踏まえれば、審判官には、法律的知識、事実認定、経済実態等に精通した者が全体として充てられるようにすることが適当である。

< 補足説明 >

- * 公正・中立な事実認定・判断がなされることについて信頼性をより向上させるため、例えば、審判官の独立性について、公正取引委員会規則ではなく法律に規定すること等が考えられる。
- * 個々の審判事件においては、適当な資質を有する法曹資格者が担当審判官に含まれるようにする運用をすることが適切である。

3 事前手続における証拠開示について（通常の処分方式の2と共通）

a案 行政手続法上の聴聞相当のものとし、審査官手持ち証拠を開示する。

排除措置命令や課徴金納付命令は重大な不利益を課すものであるから、行政手続法上の聴聞相当の事前手続を講じるべきである。（注）

企業秘密等についてはマスキングして開示する等すればよく、また、審判における文書提出命令の活用については、申立にあたっての証拠特定の困難さが指摘されており、防御権を十全に行使するためには、審査官手持ち証拠の開示が必要である。

（注）行政手続法においては、聴聞手続の際に「当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料」の閲覧が認められている。

b案 事前手続においては、違反行為の存在を基礎付けるために必要な証拠の説明を行い、処分対象者にも証拠提出、意見提出の機会を与えれば十分であり、審査官手持ち証拠すべての開示まで行う必要はない。

排除措置命令については、仮に行政手続法の適用がある場合でも、聴聞まで行う必要はなく弁明の機会の付与で足りるとされるものである。また、金銭的不利益処分については、行政手続法の適用除外とされており、手続は個別法に委ねられている。

事前手続において、証拠の説明が行われることとなっており、また、審判において、文書提出命令による必要な証拠の提出の申立を行うことも可能である。

独占禁止法違反事件においては、処分対象者の競争者や取引先の資料が審査官手持ち資料の大部分を占め、そのような資料を競争者や取引先の同意なく処分対象者に開示することは適当ではない。また、そのような同意を得ることや企業秘密等のマスキングには多大のコストを要し、審査官や競争者や取引先に多大の負担を強いるものである。

（注）b案を採用する場合には、審判手続における証拠開示についてはどうするかという論点がある（事前審査型審判方式の3と共通）。

B案（事前審査型審判方式）

事前の審判手続により、審査官及び被審人が、それぞれの主張及び証拠の提出を尽くした上で、審決により排除措置、課徴金納付を命じるという旧法の方式によるが、法執行の実効性確保の観点から、審判の徒な増加・長期化を防止するための所要の措置を講ずる。

1 基本的な考え方

対審構造の下で、審決の形で命令を行うことにより、適正手続を確保する。

独占禁止法の執行機関として独立行政委員会が設けられた趣旨を踏まえ、専門性を有する公正取引委員会が、審判においてすべての事実を精査した上で、審決の形で命令を出すことが適当。

独占禁止法違反に関する専門的知見に基づく判断・判断の統一性を確保する。

< 補足説明 >

- * A案に伴う不服審査機関の第三者性・客観性にかかる疑念を回避できる。
- * 競争秩序を早期に回復し、審判の徒な増加・長期化を防ぐための方策として、緊急停止命令の改善、審決前に課徴金納付義務が成立する仕組みの導入等により、法執行の実効性を確保するべきである。
- * 裁判の迅速化のために講じられた措置を参考にしつつ、審判を迅速化・合理化するため、運用を含めて所要の対応を行うべきである。

2 審判官の在り方について（不服審査型審判方式の2と共通）

独占禁止法が競争法であることを踏まえれば、審判官には、法律的知識、事実認定、経済実態等に精通した者が全体として充てられるようにすることが適当である。

< 補足説明 >

- * 公正・中立な事実認定・判断がなされることについて信頼性をより向上させるため、例えば、審判官の独立性について、公正取引委員会規則ではなく法律に規定すること等が考えられる。
- * 個々の審判事件においては、適当な資質を有する法曹資格者が担当審判官に含まれるようにする運用をすることが適切である。

3 審判手続における証拠開示について

a 案 行政手続法上の聴聞類似のものとし、審査官手持ち証拠を開示する。

企業秘密等についてはマスキングして開示する等すればよく、また、審判における文書提出命令の活用については、申立にあたっての証拠特定の困難さが指摘されており、防御権を十全に行使するためには、審査官手持ち証拠の開示が必要である。

b 案 審判においては文書提出命令により必要な証拠の提出を求めることも可能であり、審査官手持ち証拠すべての開示まで行う必要はない。

独占禁止法違反事件においては、被審人の競争者や取引先の資料が審査官手持ち資料の大部分を占め、そのような資料を競争者や取引先の同意なく被審人に開示することは適当ではない。また、そのような同意を得ることや企業秘密等のマスキングには多大のコストを要し、審査官や競争者や取引先に多大の負担を強いるものである。

C 案（通常の行政処分方式）

公正取引委員会が行う排除措置命令、課徴金納付命令については、原則として行政手続法を適用し、処分に不服がある場合には、地方裁判所に取消訴訟を提起できるようにする。

1 基本的な考え方

命令に対する不服がある場合に、早めに裁判所による司法審査を求めることができるようにする。

命令前に審判を行うよりは迅速に執行力のある命令を出すことができるようにして、競争秩序を早期に回復し、法執行の実効性を確保する。

< 補足説明 >

- * 公正取引委員会から命令案の説明やその根拠を説明するとともに、事業者に命令案に対する意見申述、証拠提出の機会を付与し、これを十分に検討した上で、公正取引委員会が命令を出すことにより、適正手続を確保する。仮に、排除措置命令や課徴金納付命令による不利益に比して手続が簡易に過ぎるということであれば、事前手続の充実を別途検討することが考えられる。
- * 公正取引委員会が独立行政委員会であることと審判機能を有することは、必ずしも、論理的に結びつくものではない。
- * 独占禁止法違反に関する専門的知見に基づく判断・判断の統一性を確保する等の観点から、裁判管轄等の特例(特定の地裁への専属管轄・審級の省略)を設けることも考えられる。

2 事前手続における証拠開示について（不服審査型審判方式の3と共通）

a 案 行政手続法上の聴聞相当のものとし、審査官手持ち証拠を開示する。

排除措置命令や課徴金納付命令は重大な不利益を課すものであるから、行政手続法上の聴聞相当の事前手続を講じるべきである。（注）

企業秘密等についてはマスキングして開示する等すればよく、また、審判における文書提出命令の活用については、申立にあたっての証拠特定の困難さが指摘されており、防御権を十全に行使するためには、審査官手持ち証拠の開示が必要である。

（注）行政手続法においては、聴聞手続の際に「当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料」の閲覧が認められている。

b案 事前手続においては、違反行為の存在を立証するための基礎的な証拠の説明を行い、処分対象者にも証拠提出、意見提出の機会を与えれば十分であり、審査官手持ち証拠すべての開示まで行う必要はない。

排除措置命令については、仮に行政手続法の適用がある場合でも、聴聞まで行う必要はなく弁明の機会の付与で足りるとされるものである。また、金銭的不利益処分については、行政手続法の適用除外とされており、手続は個別法に委ねられている。

独占禁止法違反事件においては、処分対象者の競争者や取引先の資料が審査官手持ち資料の大部分を占め、そのような資料を競争者や取引先の同意なく処分対象者に開示することは適当ではない。また、そのような同意を得ることや企業秘密等のマスキングには多大のコストを要し、審査官や競争者や取引先に多大の負担を強いるものである。